

令和2年度 第4回理事会の開催

令和2年度 第4回理事会が令和3年3月23日、日本獣医師会大会議室及びインターネットを用いたオンライン出席を併用して開催された。本理事会では、決議事項として3議案について諮られ可決された後、説明・報告事項、日本獣医師連盟の活動報告等について説明及び報告が行われた。議事の概要は次のとおりである。

令和2年度 第4回理事会の議事概要

I 日時：令和3年3月23日(火) 13:30～16:30

II 場所：日本獣医師会大会議室

III 出席者：(*はオンラインによる出席者)

【会長】 藏内勇夫

【副会長】 砂原和文*

村中志朗

境 政人(兼専務理事)

【地区理事】 高橋 徹(北海道地区)

浦山良雄(東北地区)*

鳥海 弘(関東地区)

安田辰巳(東京地区)

宮野浩一郎(中部地区)*

玉井公宏(近畿地区)*

木原敏博(中国地区)*

篠原公七(四国地区)

草場治雄(九州地区)*

【職域理事】 佐藤れえ子(学術・教育・研究)*

西川治彦(産業動物臨床)

大林清幸(小動物臨床)*

横尾 彰(家畜共済)

仲山美樹子(家畜防疫・衛生)*

加地祥文(公衆衛生)

佐伯 潤(動物福祉・愛護)

栗本まさ子(特任)

【監事】 宇佐美 晃*

小山田富弥*

柴山隆史*

【顧問】 酒井健夫

IV 議事：

【決議事項】

第1号議案 令和3年度事業計画及び収支予算書等に関する件

第2号議案 日本獣医師会役員選任規程の一部改正に関する件

第3号議案 改正動物愛護管理法におけるマイクロチップ登録義務に伴う指定登録機関の申請に関する件

【説明・報告事項】

1 役員改選スケジュールに関する件

2 職域別部会委員会委員の委嘱手続きスケジュールに関する件

3 令和2年度地区獣医師大会における決議要望事項に関する件

4 政策提言活動等に関する件

5 愛玩動物看護師カリキュラム等検討会における検討状況に関する件

6 日本獣医師会獣医学術学会年次大会の開催に関する件

7 日本獣医師会獣医学術学会誌の電子化に関する件

8 診療参加型臨床実習等の円滑な実施等に関する件

9 新型コロナウイルス感染症への対応に関する件

10 「豚熱ワクチン接種支援可能獣医師リスト」の作成及び提出に関する件

11 令和元年度台風15・19・21号等に関する件

12 令和2年豪雨に関する件

13 令和3年度動物愛護週間中央行事及び2021動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” 代替企画に関する件

14 第22回アジア獣医師会連合(FAVA)大会の開催に関する件

15 「紺綬褒章」公益団体の認定に関する件

16 特別委員会の開催に関する件

17 部会委員会の開催に関する件

18 職務執行状況に関する件(業務運営概況等を含む)

19 その他

【その他の報告・連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

3 その他

V 会議概要：

【開会】

事務局から定款第41条に規定された定足数を満たし、本理事会が成立することが報告され、開会した。

【会長挨拶】

1 冒頭、藏内会長から大要次の挨拶がなされた。

「新型コロナウイルス感染症の惨禍の中、本理事会に出席いただき厚く御礼を申し上げる。首都圏における緊

急事態宣言は解除されたが、新規感染者数は下げ止まりから漸増に転じていると報道がなされている。また、変異ウイルスが全国的に増加しているといった懸念が指摘されている。鍵となるワクチンの確保が十分にできるのか、また、このワクチン接種がスムーズに行われるのか、大変心配をしている。今後の感染症の増加による医療提供体制への影響を注視しなければならない。

このような状況の中で3月末を迎え、各地方獣医師会におかれては、狂犬病予防事業の計画的かつ円滑な実施に向けて、大変なご苦勞の中で準備をいただいていることに、心から敬意を表す。今年度の予防注射の時期については、本会から厚生労働省に働きかけた結果、昨年度同様に12月末日までの間に受けることとしても差し支えないとする省令改正通知が3月2日に発出されている。ついては、貴会会員へその旨周知いただき、各都道府県及び市町村等の自治体と連携し、予防注射が漏れなく実施されるよう、引き続き特段のご配慮をお願い申し上げます。

日本獣医師会においても、見通しが不透明な中で会の会務を余儀なくされており、本日の会議もウェブ併用での開催となった。また、本年は獣医学術学会年次大会を中止とし、代替企画として6回にわたり最近の獣医、獣医学に関するトピックを取り上げ、ウェブシンポジウムを開催させていただいた。既に5回目が終了し、いずれの企画も200名から400名を上回る参加者を得て、非常に盛況であると聞いている。担当の佐藤れえ子理事はじめ、関係者の皆さん方の御尽力に、心から御礼を申し上げます。

そのほか、本会としては、昨年制定された愛玩動物看護師法の円滑な施行によるチーム獣医療提供体制の構築に関し、特に酒井顧問には大変ご心配をおかけしているが、今後とも引き続きよろしくお願ひしたい。

それから、改正動物愛護管理法によるマイクロチップの指定登録機関への指定等についても現在取り組んでおり、全力で頑張っていきたいと考えている。

本日の会議は限られた時間であるが忌憚のないご意見をお寄せいただくようお願い申し上げます。」

2 定款第40条の規定に基づき、藏内会長が議長に就任し、以下の議事が進められた。

【議決事項】

第1号議案 令和3年度事業計画及び収支予算書等に関する件

境副会長兼専務理事から、令和3年度事業計画（案）及び令和3年度収支予算書（案）及び収支予算内訳表（案）について説明された。

質疑応答として、委託事業費の予算計上について質疑があり、境副会長兼専務理事から例年予算作成時には事業受託が未確定のため計上されていない事業収入等があ

る旨の説明がなされた後、承認された。

第2号議案 日本獣医師会役員選任規程の一部改正に関する件

境副会長兼専務理事から、次回第78回通常総会は、新型コロナウイルス感染症のまん延状況によっては、定款第22条第1項及び第2項の規定に基づき、書面議決または他の正会員を代理人とする議決権の行使の委任による総会出席のみなし対応も想定されることから、書面議決等による出席者も投票が可能となるように、役員選任規程の一部を改正する旨提案理由が説明され、承認された。

第3号議案 改正動物愛護管理法におけるマイクロチップ登録義務化に伴う指定登録機関の申請に関する件

境副会長兼専務理事から、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関に関する省令への対応として、本会が「動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関に関する省令」が公布・施行された後、指定登録機関として指定を受けるべく申請することについて説明された。

質疑応答として、①本会外で指定登録機関への公募申請を予定している団体について、②これまで本会が独自に登録してきたデータの管理について、③非構成獣医師からの申請登録についての質疑があり、境副会長兼専務理事から①については2団体程度が申請を予定しているとの情報があること、②については新たな制度による登録への移行を原則としつつ、飼い主に不利益のないよう継続してデータ管理すること、③については所有者からの登録申請が原則であるが、仮に獣医師による代行登録があった場合には、会員・非会員の区別なく公正に対応する必要がある旨の説明がなされた後、承認された。

【説明・報告事項】

1 役員改選スケジュールに関する件

境副会長兼専務理事から、令和3年6月の本会役員改選に向けた対応スケジュールが説明された。

2 職域別部会委員会委員の委嘱手続きスケジュールに関する件

境副会長兼専務理事から、令和3年6月以降の新たな任期の職域別部会委員会委員の委嘱手続きについて説明された。

3 令和2年度地区獣医師大会における決議要望事項に関する件

境副会長兼専務理事から、令和2年度に各地区から提出された地区獣医師大会決議要望事項に対する対応（案）が説明された。（別添参照）

4 政策提言活動に関する件

境副会長兼専務理事から、①農林水産省消費・安全局長あて「豚熱（CSF）等の防疫措置について（要請）」（令和2年12月17日付け2日獣発第211号）、②自由民主党 獣医師問題議員連盟 会長・幹事長・事務局長あて「獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に関する要請」（令和2年11月27日、12月2日付け）、③農林水産大臣あて「獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）」（令和2年12月18日付け2日獣発第212号）、④環境大臣あて「動物愛護及び管理施策等の整備・充実について（要請）」（令和2年12月18日付け2日獣発第214号）、⑤厚生労働省健康局長及び生活衛生・食品安全審議官あて「人と動物の共通感染症対策の整備・充実について（要請）」（令和2年12月18日付け2日獣発第213号）、及び⑥文部科学省高等教育局長あて「獣医学教育の整備・充実について（要請）」（令和2年12月18日付け2日獣発第210号）について、それぞれ説明された（本誌第74巻第2号84頁に掲載）。

5 愛玩動物看護師カリキュラム等検討会における検討状況に関する件

境副会長兼専務理事から、農林水産省及び環境省により設置された愛玩動物看護師カリキュラム等検討会におけるワーキングチーム報告書の内容が説明された。

6 日本獣医師会獣医学術学会年次大会の開催に関する件

境副会長兼専務理事より、令和2年度獣医学術学会年次大会が新型コロナウイルス感染症の影響から中止された代替措置として、令和3年2月20日、27日、3月6日、13日、20日、4月3日の6日間、令和2年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会オンラインセミナー「時代のニーズに応じる獣医療を目指して」を開催したことが報告された（開催報告は本誌第74巻第5号292頁に掲載）。

また、令和3年度の日本獣医師会獣医学術学会年次大会は、令和4年1月21日から本会主催により神戸国際会議場で開催すること、令和4年度については、令和4年11月12日から本会主催によりヒルトン福岡シーホークでFAVA大会と同時開催することが報告された。

7 日本獣医師会獣医学術学会誌の電子化に関する件

境副会長兼専務理事から、日本獣医師会雑誌獣医学術学会誌の電子媒体（オンラインジャーナル）への一本化について、平成28年4月から電子投稿・審査システム「Scholar One」を導入し、紙媒体（Print ISSN：0446-6454）と電子媒体（Online ISSN：2186-0211）の双方で発行している同誌について、インターネットを情報伝達・入手手段の中心とする現在の社会環境への対応によ

る学会誌のさらなる利便性向上とともに、日本獣医師会雑誌の前半に掲載している会員向け情報提供誌面の充実による会員構成獣医師への最新かつ身近な情報提供、ひいては会員組織基盤の強化を図ることを目的として、今般、第75巻第1号（2022年1月号）からの移行を念頭に学会誌の電子媒体への一本化（電子化）に向けた検討を開始することが説明された（詳細は本誌第74巻第5号296頁に掲載）。

8 診療参加型臨床実習等の円滑な実施等に関する件

境副会長兼専務理事から、令和3年度診療参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習における実習希望学生受入れ調整について、本会が事務局を担当して設置されている獣医学実践教育推進協議会において、構成員である全国大学獣医学関係代表者協議会、特定非営利活動法人 獣医系大学間獣医学教育支援機構、公益社団法人 全国農業共済協会、全国家畜衛生職員会及び全国公衆衛生獣医師協議会による協議の状況が説明された。

9 新型コロナウイルス感染症への対応に関する件

境副会長兼専務理事から、新型コロナウイルス感染症への対応経過及び将来的な検査体制の確立について説明された。また、令和2年4月3日に制定された「新型コロナウイルス感染症に対する小動物診療施設等の対応について」の一部改訂について説明された。

質疑応答として、令和3年度の狂犬病予防注射の実施期間について質疑があり、境副会長兼専務理事から3月2日～12月末日とされている旨の説明がなされた後、承認された。

10 「豚熱ワクチン接種支援可能獣医師リスト」の作成及び提出に関する件

境副会長兼専務理事から、令和2年11月30日に開催された「豚熱等家畜伝染病対策検討委員会」において、全ての養豚農場で漏れなく接種がなされるよう支援体制を構築するため、本ワクチン接種の支援対応が可能な獣医師のリストを取りまとめることとされたことを受け、当該リストの提出を地方獣医師会へ依頼したが、十分な結果が得られなかった。このため、改めて当該ワクチンの接種可能な民間獣医師（都道府県の臨時職員として家畜防疫員となっている獣医師を含む。）について再度調査の上、リストを提出するよう依頼したこと、及びその結果を踏まえ、改めて農林水産省に対し、民間獣医師の活用による円滑かつ効果的な豚熱ワクチンの接種体制の構築について要請することとした旨が説明された。

11 令和元年台風15・19・21号等に関する件

境副会長兼専務理事から、本件について全国から寄せ

られた支援金の配分について説明された。

12 令和2年豪雨に関する件

境副会長兼専務理事から、令和2年豪雨・台風災害被災動物救護活動等に対する支援金の募集状況について説明された。

13 令和3年度動物愛護週間中央行事及び2021動物感謝デーin JAPAN “World Veterinary Day” の開催に関する件

境副会長兼専務理事から、令和3年度動物愛護週間中央行事及び2021動物感謝デーin JAPAN “World Veterinary Day” の開催について、①令和3年度動物愛護週間中央行事については、屋内行事を令和3年9月25日(土)に台東区生涯学習センターミレニアムホールにて、屋外行事を令和3年10月2日(土)に東京都恩賜上野公園野外ステージ、不忍池広場及び不忍池周辺にて開催すること、②2021動物感謝デーin JAPAN “World Veterinary Day” については、令和3年10月2日(土)に東京都恩賜上野公園野外ステージ、不忍池広場及び不忍池周辺にて①の屋外行事と同日・同会場にて開催予定であることが説明された。また、令和3年度全国獣医師会会長会議について、令和3年10月1日(金)に開催を計画しているが、動物感謝デーが中止となった場合には、参集しての対面開催を中止し、オンラインまたは書面による開催に代替する旨が説明された。

14 第22回アジア獣医師会連合 (FAVA) 大会の開催に関する件

第22回アジア獣医師会連合 (FAVA) 大会 (英文名: The 22nd Federation of Asian Veterinary Associations (FAVA) Congress) について、第40回日本獣医師会獣医学術学会年次大会 (令和4年度) (英文名: 40th Annual Veterinary Conference of the Japan Veterinary Medical Association (2022)) との合同・連携開催としてヒルトン福岡シーホークで開催すること、大会コンセプトを「アジアからの One Health アプローチ」、副題を「動物と人の健康は一つ、そして、それは地球の願い」とすること、式典等の内容、プログラム等について今後検討されることが説明された。

15 「紺綬褒章」公益団体の認定に関する件

令和3年2月12日付けで本会が内閣府賞勲局から褒章条例に関する内規第2条に基づく公益団体に認定されたことから、今後本会あてに金銭的寄付を行った個人または法人のうち、条件を満たした者については褒章の対象となることが説明された。

16 特別委員会の開催に関する件

境副会長兼専務理事から、総合獣医療・専門獣医療提供体制整備検討委員会を令和3年2月16日に開催したことが報告された。

17 部会委員会の開催に関する件

- (1) 佐藤理事から、学術・教育・研究委員会が1月21日にウェブ併用対面開催、獣医師国際交流推進検討委員会が1月27日にウェブ開催されたことが報告された。
- (2) 西川理事から、産業動物臨床・家畜共済委員会が令和2年11月30日及び令和3年2月19日にウェブ併用対面開催されたことが報告された。
- (3) 大林理事から、小動物臨床委員会が2月1日にウェブ開催されたことが報告された。
- (4) 仲山理事から、家畜衛生・公衆衛生委員会が令和2年11月26日にウェブ併用対面開催されたことが報告された。
- (5) 佐伯理事から、動物福祉・愛護委員会が令和2年9月25日に書面開催、VMAT養成カリキュラム等小委員会が12月11日及び学校動物飼育支援対策検討委員会が11月20日にともにウェブ開催されたことが報告された。
- (6) 境副会長兼専務理事から、職域別部会関係部会長会議が2月26日にウェブ併用対面開催されたことが報告された。

18 職務執行状況に関する件 (業務運営概況等を含む)

定款第27条第6項の規定に基づき、地区理事による業務執行状況の報告がなされた。続いて、令和2年12月1日以降令和3年2月28日までの本会の業務概況等が報告された。

19 その他

境副会長兼専務理事から、①令和3年度の獣医学術学会年次大会、獣医学術地区学会及び地区獣医師大会の開催について、②動物診療施設の経営者(院長)における労災保険の取扱いについて、事前に質疑が提出された旨報告された後、①については現時点では対面開催を予定していること、②については動物診療施設の経営者(院長)は労災保険の特別加入制度活用して特別加入が可能であり、積極的な加入が推奨されることが説明された。

【連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

境副会長兼専務理事から、当面の関係会議等の開催日程について説明された。

2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

境連盟会計責任者から、令和2年度要請活動及び収支決算報告に関する件、令和3年度会費の額及び徴収方法に関する件、規約の一部改正に関する件、役員改選に関する件が説明された。

【閉 会】

藏内会長からすべての議案が終了した旨報告され、円滑な議事進行への協力にお礼が述べられた後、事務局から閉会が告げられた。

【別 記】

令和2年度 地区獣医師大会 決議要望事項への対応

1 獣医界をめぐる情勢と日本獣医師会の対応

- (1) このたびの新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、医療や社会経済に多大なる影響をもたらした。本会も感染防御を第一に考え、やむを得ず会議やシンポジウム等を中止、またウェブ開催とする等の影響を受けた。この新型コロナウイルス感染症も動物由来の人と動物の共通感染症と言われており、その対策を講じるうえで、人と動物の健康及び環境保全を一体的に推進する“One Health”アプローチの重要性が一層高まっている。
- (2) 日本獣医師会では、国境を越えて広範な地域にまん延する人と動物の共通感染症や薬剤耐性（AMR）問題の拡大が懸念される中、平成22年に「人と動物の健康はひとつ。そして、それは地球の願い。」という活動指針を採択して、“One Health”の考え方を取り入れ、平成25年には日本医師会との学術協定を締結し、地域における医師と獣医師の連携活動を推進する等関係者の情報共有を促進してきた。
- (3) 一方、平成30年、岐阜県においてわが国で26年ぶりとなる豚熱（CSF）が発生し、国内に感染が拡大した。野生イノシシにおいても本病の感染が確認されて感染地域が拡大したことを受け、国内の飼育豚においても限定的なワクチン接種が実施されているが、未だ感染が収束しない状況にある。また、中国をはじめ韓国等アジア地域の近隣諸国ではアフリカ豚熱（ASF）の発生も拡大し、わが国への侵入が懸念されるほか、令和2年冬季には高病原性鳥インフルエンザの国内での感染が拡大している。
- (4) さて、令和元年6月には、日本獣医師会及び地方獣医師会が長年にわたって検討し、要請を続けてきた動物愛護管理法の改正による販売用の犬・猫へのマイクロチップの装着・登録の義務化、及び愛玩動物看護師法の新規制定が実現した。今後は、これらの二つの新制度が人と動物の共生社会の構築に向けて真に国民全体の利益向上に繋がるよう、改正法及び新法の適正な運用に尽力し、協力していく必要がある。
- (5) このほか、勤務獣医師の処遇改善による獣医師の職

域・地域の偏在の解消、女性獣医師の活躍推進、災害時動物救護体制の確立、獣医学教育の改善・充実等について、部会委員会におけるこれまでの議論を一層発展させて具体的な対応策を検討し、適宜実行していくこととしている。

- (6) 一方、国際交流事業については、第2回世界獣医師会-世界医師会“One Health”に関する国際会議において合意された福岡宣言を受け、国内のみでなく海外へも“One Health”の推進に関する情報発信を行っている。また、本会は世界獣医師会（WVA）及びアジア獣医師会連合（FAVA）の会員国として、さらに東アジア3カ国獣医師会の覚書に基づき国際交流活動に積極的に取り組むとともに、アジア地域臨床獣医師等総合研修事業を通じて一層国際的な信頼を得られるよう努めてきたところである。
- (7) このようなわが国の国際貢献が認められ、令和元年10月に開催されたFAVA代表者会議において令和4年に開催が予定されている第22回FAVA大会の福岡県への誘致が満場一致で可決された。また、令和2年10月のFAVA代表者会議においては本会藏内会長がFAVA副会長に就任した。今後本会としては第22回FAVA大会の開催準備を鋭意進めていくこととしている。
- (8) また、本会の組織強化のため、地方獣医師会における組織率の向上を図るとともに、一般市民向け及び地方獣医師会・会員構成獣医師向けの広報を強化し、情報提供体制を充実させるとともに、英語版ホームページを通じて国際的な情報提供体制の充実を図っている。また、本会の財政基盤の強化のために、収益事業にも積極的に取り組むこととしている。
- (9) このような状況の中で、令和2年度においても地区獣医師会連合から多数の決議要望事項等が提出された。これらの課題については、「2 令和2年度地区獣医師大会における決議要望事項等への対応の考え方」とおり対処することとしたい。

2 令和2年度 地区獣医師大会決議要望事項への対応の考え方

(1) 人と動物の共通感染症（人獣共通感染症）及び薬剤耐性（AMR）対策等ワンヘルスの実践

- ・ワンヘルスにおける主導的な役割の実践（関東・東京地区）
- ・共通感染症に関する研修の強化（中部地区）
- ・伴侶動物における重症熱性血小板減少症候群（SFTS）のサーベイランスの実施と検査・診断体制の整備（中国地区）
- ・①ワンヘルスの理念に基づいた医療・獣医療の連携強化の推進と一般市民向けの普及啓発，②国や都道府県における「獣医務部局」の新設と動物の感染症の一元的な管理，③国，都道府県における獣医関係研究部門，検疫部門及び検査部門の整備統合（九州地区）

[考え方・対応等]

ア 人と動物の共通感染症対策及び薬剤耐性（AMR）対策等ワンヘルスの実践については，日本医師会と連携しつつ本会の最優先事項として取り組んできたが，新型コロナウイルスの感染症の感染拡大により，一層重要かつ緊急な課題となっている。

イ 関係行政機関に対しては，獣医師と医師の連携体制の強化への支援を要請し，本会，日本医師会，農林水産省，厚生労働省が連携した人と動物の共通感染症，薬剤耐性（AMR）対策等に関するシンポジウムを開催してきた。

特に，薬剤耐性（AMR）対策において，抗菌剤等の動物用医薬品としての承認促進に向けた具体策を国に提案し，支援要請をしたところである。

ウ また，わが国及びアジア地域における家畜伝染病や人獣共通感染症に対する防疫体制の整備・充実による危機管理施策の強化のため，農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門を動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して国の機関として位置付け，現行の家畜・家禽にとどまらず，愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究，医薬品開発，水際防疫等の実施体制を確立するとともに，地方においてもワンヘルス推進機関としての広域感染症防疫センターを国の機関として設置するよう要請している。

エ 本件については，今後も“One Health”推進検討委員会等において検討を行い，その結果を本会の活動に反映させることとする。

オ すでに全国55地方獣医師会すべてにおいて地域の医師会との連携協定の締結がなされたところであり，今後は協定に基づく具体的な活動の発展について，地方自治体を含めた連携体制の構築等の活動を支援する。

カ 令和4年11月14日から16日まで，福岡県福岡市

ヒルトン福岡シーホークにおいて，「アジアからのワンヘルスアプローチ」をテーマとして第22回アジア獣医師会連合（FAVA）大会を開催し，本会の主導によりアジアにおけるワンヘルスの実践を一層推進することとしている。

(2) 家畜伝染病への防疫対応，畜産振興，食品の安全性の確保等

- ・家畜伝染病対策特別委員会の設置（中部地区）
- ・①家畜衛生関係獣医師職員の社会的重要性に配慮した人員確保と処遇改善，②家畜伝染病や共通感染症対策等のワンヘルスに的確に対応できる予算支援，③バイオセキュリティを考慮した施設・機器整備と精度管理のための予算措置，④獣医学系大学における家畜衛生分野の教育の充実（家畜衛生職員会）

[考え方・対応等]

ア 家畜伝染病への防疫対応，畜産振興，食品の安全性の確保等については，本会として，産業動物臨床・家畜共済委員会，家畜衛生・公衆衛生委員会等において具体的課題の検討を行い，その結果に基づいて，関係行政機関等に対し適宜要請活動を行ってきた。

イ 特に，農場ごとの家畜衛生管理業務（①飼養衛生管理の向上，家畜伝染病等の侵入防止，早期発見・通報等（豚熱ワクチン接種業務を含む.），②高品質で安全な畜産物の安定供給，③要指示医薬品の一元管理と薬剤耐性（AMR）対策の推進，④人及び動物の健康と野生動物を含む環境の保全を図る「ワンヘルス」への配慮等）を農場管理獣医師に一元化する等，改正家畜伝染病予防法の有効かつ適正な運用を図るとともに，飼養衛生管理基準（①飼養衛生管理者の選任及び管理の実施，②飼養衛生管理マニュアルの作成，③衛生管理区域の設定及び病原体の侵入防止措置，④放牧制限時の避難用設備，死体の埋却用地等の確保，⑤人，物品，車両等の消毒設備の設置，⑥野生動物の侵入防止措置等）の遵守体制確立のため，家畜の所有者等に対する有効な支援措置を講じるよう要請を行ったところである。

ウ 本会及び獣医療関係団体は，平成22年度以降，国の支援を得て獣医療提供体制整備推進事業を実施し，飼養衛生管理基準の普及啓発や農場から食卓までの食の安全を担うための高度な技術を有する農場管理獣医師の養成・確保に努めてきた。今後は，社会のニーズに応える認定・専門獣医師制度を構築する中で，農場管理獣医師を制度上の専門獣医師に位置付け，高度獣医療提供体制の強化を図りたい。

エ 豚熱（CSF），アフリカ豚熱（ASF）等の特定伝染病対策については，本会に豚熱等家畜伝染病対策検討委員会を設置し，これらの疾病への対応について検

討を行っており、検討の結果を踏まえて施策を講じる
こととしている。

オ 本件については、今後も産業動物臨床・家畜共済委
員会、家畜衛生・公衆衛生委員会等において検討を行
い、その結果を本会及び関係組織の活動に反映させる
こととする。

(3) 狂犬病対策の充実・強化

- ・狂犬病ワクチン接種の啓発、注射率の向上（関東・東
京地区）
- ・狂犬病予防に関する日本獣医師会が中心となった戦略
的広報の実施（中部地区）

〔考え方・対応等〕

ア 狂犬病リスク管理対策の整備・充実については、狂
犬病予防体制整備検討委員会等の検討を踏まえ、厚生
労働省等に対し、①検疫対象動物の密輸入等を防止す
るための国境検疫措置の強化、②動物愛護管理法の改
正を踏まえ、マイクロチップ（MC）を鑑札の代替と
して活用する効率的な犬の登録制度の推進、国内の犬
飼育頭数の把握及びMCを予防注射済票の代替とす
るワンストップサービスの実現による犬の飼育者の一
層の利便性の向上、③狂犬病ワクチンの在庫数量の把
握及び狂犬病発生時の緊急ワクチン接種を想定したワ
クチンの確保、④野生動物における狂犬病サーベイラ
ンス体制の整備・充実、⑤獣医師への狂犬病診断技術
研修の実施及び迅速で確実な確定診断が可能な体制の
整備、⑥狂犬病予防注射率向上のための国民への普及
啓発等について要請を行ってきた。

イ 地方獣医師会に対しては、狂犬病対策に係る地方自
治体事務（犬の登録、定期予防注射の実施、狂犬病予
防注射済票の交付等）を一括受託するなど地方自治体
と獣医師会との連携の下で狂犬病予防事業が組織的・
効果的に円滑に推進されるとともに、MC登録事業と
一体化したワンストップサービスの実施体制を構築し、
犬の飼育者の利便性向上に取り組むこととしている。

(4) 獣医師需給対策の推進、就業環境の改善

ア 獣医師需給対策の推進、就業環境の改善

- ・勤務獣医師、特に公務員獣医師の処遇改善（近畿地
区）
- ・獣医師養成確保修学資金貸与事業の広範活用（中国
地区）
- ・地方自治体勤務獣医師の待遇改善（四国地区）
- ・①家畜共済制度の運営基盤の充実強化、②職責に見
合った給料表の適用、諸手当の拡充による公務員獣
医師の処遇改善の実施、③獣医学系大学における職
域枠の設定と産業動物診療獣医師、公務員獣医師へ
の就業支援（九州地区）

イ 女性獣医師の活躍推進対策

- ・非就労女性獣医師の活用促進対策としての子育て支
援対策、女性獣医師が復職・継続就業できる職場環
境の整備支援対策の実施（九州地区）

〔考え方・対応等〕

ア 獣医師の需給対策については、産業動物臨床・家畜
共済委員会、家畜衛生・公衆衛生委員会等の検討結
果を踏まえて、本会として関係機関に対し、獣医師不
足領域における勤務獣医師の処遇改善、また大学にお
ける産業動物臨床、家畜衛生・公衆衛生学等の教育の
充実、修学資金の活用範囲の拡大等について、また、
産業動物獣医療の基盤となる家畜共済制度の運営基盤
の充実強化等についても要請活動を行ってきたところ
である。

イ なお、文部科学省に対しては、①各大学で行う参加
型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習に対す
る農業共済組合・連合会等の家畜診療施設、家畜保健
衛生所・食肉衛生検査所等の行政関係機関等の協力的
体制の構築、②国公立獣医学系大学における特別選抜入
試（地域枠）の導入への支援を要請したところである。

ウ 農林水産省の支援を得て実施している獣医療提供体
制整備推進総合対策事業においては、①卒後間もない
産業動物診療獣医師、公務員獣医師等への獣医師倫理
及び法令に関する講習、実習、②中堅臨床獣医師に対
する管理獣医師及び高度獣医療に関する講習、実習を
実施して、産業動物診療獣医師、公務員獣医師の職域
への定着を図ってきた。

エ また、獣医師の職域・地域偏在の問題解決を図るた
めの方策でもある女性獣医師の活躍推進について
は、職域総合部会に設置した「女性獣医師活躍推進委
員会」等でその対応を検討するとともに、各種の研修
会及び普及啓発事業並びにインターネットによる情報
提供等の具体的な施策を継続的に実施している。

オ 公務員獣医師の処遇改善については、本会と地方獣
医師会が連携して関係各所へ働きかけを行った結果、
平成28年度には福岡県において、令和3年度から徳
島県において「特定獣医師職給料表」が施行される等、
各地域で成果が見られる。

本会としては、このような先進事例を参考にしながら、
獣医師独自の給料表の創設及び初任給調整手当に
代わる恒久的な給与改善措置として本俸の一律月額
50,000円以上増額を要請する等、今後とも活動の強
化に努める所存であり、地方獣医師会においても関係
各所への要請活動に今後一層尽力いただきたい。

(5) 動物福祉・管理対策, 野生動物対策, 動物飼育環境の改善

ア 動物福祉・管理対策の推進

- ・動物愛護法に定める動物取扱責任者の要件等に係る獣医師の位置づけの改正 (中国地区)

イ マイクロチップの普及推進

- ・動物愛護法の一部改正に伴うマイクロチップの登録と狂犬病予防法に規定される犬の登録の円滑な実施 (中部地区)
- ・①地方獣医師会における円滑なマイクロチップ登録, 普及事業の推進, ②行政と一体となったマイクロチップに関する情報提供と普及啓発, ③すべての犬猫等への装着の義務化 (九州地区)

ウ 災害時の動物救護対応の充実・強化

- ・災害時のペットの同行避難の強化 (中部地区)
- ・①災害対策基本法, 災害救助法における VMAT (災害時獣医療派遣チーム) の活動に関する規定の明文化, ②日本獣医師会による災害発生時の VMAT 派遣体制の構築, ③定期的な VMAT 隊員の災害訓練の実施, ④愛玩動物との同行避難が可能な避難所の開設 (九州地区)

エ 学校動物飼育支援対策の推進

- ・学校動物飼育への支援強化 (中部地区)

オ 野生動物対策の推進

- ・ワイルドライフヘルスセンターの設置 (近畿地区)

[考え方・対応等]

ア 動物福祉管理対策については, これまでマイクロチップ (以下「MC」という。) 装着の普及推進と義務化を中心として, 災害時動物救護体制の充実, 学校獣医師の設置と学校動物飼育の支援等について関係機関に要請を行ってきた。

イ 動物の愛護及び管理に関する法律の改正により義務化された販売用の犬・猫への MC の装着・登録業務については, 個人情報保護管理体制の構築とともに, 既に民間ベースで取り組まれている業務の実態にも配慮して制度運用を行うよう, また, 次期の法改正においては, 販売用に限らず全ての犬・猫への MC の装着・登録を義務付けるよう要請したところである。

ウ また, MC を鑑札の代替として活用する犬の登録制度の推進を図るとともに, 更に MC を予防注射済票の代替とするワンストップサービスを実現し, 飼育者の一層の利便性の向上を図ることについても要請している。

エ 災害時動物救護活動については, 本会から環境省に要請を行った結果, 平成 25 年に環境省が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」(平成 30 年に「人とペットの災害対策ガイドライン」に改定) において, 飼い主の役割として同行避難が明記さ

れ, 獣医師会の役割, 行政との連携についても解説されている。

本会では, 各地方獣医師会の活動に関する「災害時動物救護の地域活動ガイドライン」を作成するとともに, 日本獣医師会としての対応を含めた新たな体制整備のための「日本獣医師会災害対策マニュアル」を策定した。今後はこれらのガイドライン, マニュアル等に基づき, 広域的な緊急災害時の動物救護活動における対応についてさらに論議を深め, VMAT の養成, 災害時の派遣等に関する対応等具体的な対策を講じていくこととしている。

オ 学校動物飼育支援活動については, 獣医学術学会年次大会の場で関係者の意見交換の場を設けてきた。本件については, 今後も学校動物飼育支援対策検討委員会において各地区からの要望を踏まえて検討を進め, その結果に基づいて, 地方獣医師会等における具体的な活動を支援することとしている。また, 本件に関して環境省, 文部科学省に対して支援を要望しているところである。

カ 野生動物対策については, 前期の委員会の報告書として「保全医学の観点から踏まえた野生動物対策の在り方」が提出され, その内容について野生動物医学会等の関係学術団体及び野生動物対応の関係者間においても理解が進んでいる。今後, 関係学術団体等と連携しながら, 引き続き本会提言内容の普及と実践に向けた支援を継続することとしている。

また関係省庁には, わが国における CSF の流行, 台湾における狂犬病の流行における野生動物の関わりを重要視し, 適切な検査体制を整備するよう要請したところである。

キ 今後, 実効性ある動物福祉・愛護活動, 野生動物対策及び家庭動物飼育の普及対策を円滑かつ適切に展開するためには, 国民の理解・支援を得ることが重要であり, 動物感謝デー in JAPAN 等の機会を活用して, 本会・地方獣医師会の活動等を介して普及・広報活動を行いながら, 関係機関等に提言を行っていくこととしている。

(6) 獣医学教育体制の整備・充実

- ・大阪府立大学における獣医学教育の充実と獣医学部及び獣医学研究科設置 (近畿地区)

[考え方・対応等]

ア 獣医学教育体制の整備・充実に向けての本会の考え方は, 国際水準を目指した獣医学教育の改善と充実であり, これまで, 大学設置基準における専任教員数と施設・設備要件を引き上げた上で, 現行の獣医学系大学の獣医師養成課程を, 学部体制に整備するよう要請活動を実施してきたところであり, 大阪府立大学にお

ける獣医学部及び獣医学研究科への整備についても支援する立場にある。

イ 平成 29 年度から開始された参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習については、関係者で構成される「獣医学実践教育推進協議会」を通じて実習環境の整備等に積極的に協力し、調整・支援することにより、わが国獣医学教育の整備・充実に向けた取組みを促進することとしており、本件については文部科学省に対して支援を要請している。

(7) 獣医療提供体制の整備・確保等

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた小動物診療事業継続ガイドラインの策定（関東・東京地区）
- ・社会ニーズに応え得る「良質かつ高度な獣医療提供体制」の確立（関東・東京地区）
- ・愛玩動物の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの作成（中部地区）
- ・遠隔診療の早期実現（中部地区）
- ・動物取扱業における歯石除去行為の制限（中部地区）
- ・家庭飼育動物の「安楽死指針」の策定について（近畿地区）
- ・獣医療法第 17 条（広告制限）及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）の見直し（中国地区）

[考え方・対応等]

ア 獣医療提供の質の確保対策については、関係機関に対し、チーム獣医療提供体制の整備の推進、農業共済制度の改善、生産獣医療及び農場 HACCP の普及等に関する知識・技術を備えた農場管理獣医師の養成等について要請を行ってきた。

イ 具体的には、農林水産省から獣医療提供体制整備推進事業を受託し、飼養衛生管理基準に関する普及啓発、管理獣医師の育成・確保等に努めているところである。なお、離島等における遠隔地診療については、平成 31 年度から本事業において、広域獣医療体制整備対策事業を実施し、モデル地域を設けて情報通信機器を用いた診療（遠隔診療）の試行を行い、令和 2 年度中に「獣医療における遠隔診療ガイドライン」が農林水産省から提示される予定である。

ウ 新型コロナウイルス感染症への対応については、本会に「新型コロナウイルス感染症等緊急対策本部」を設置して検討の上、「愛玩動物と新型コロナウイルス感染症について」及び「新型コロナウイルス感染症に対する小動物診療施設等の対応について」等の見解及び対応方策を公表し、地方獣医師会、会員構成獣医師及び一般への情報普及に努めているところであり、本件については、今後も対策本部及び関係部会委員会にお

いて検討を行い必要な措置を講じることとしている。

エ また、動物飼育者の求める高度で、多様な獣医療提供体制を整備するためには、かかりつけ獣医師等のいわゆる総合的獣医療、各分野の専門的獣医療の提供について具体的な検討を行う必要があり、事業推進特別委員会として総合獣医療・専門獣医療提供体制整備検討委員会を設置して検討を行っている。

オ さらに、令和元年の愛玩動物看護師法の制定を受けて、獣医師と愛玩動物看護師の適切な連携によるチーム獣医療及び地域獣医療の提供体制の構築について関係部会で検討を行い、必要に応じて要請活動等を行うこととしている。

カ 無資格者による歯石除去行為については、農林水産省から「無麻酔下での歯石除去については、施術中に飼育動物が動くことで口腔を傷つけるおそれがあり、無資格者による施術等において出血や疼痛を伴う等飼育動物に危害を及ぼす実態または危害を及ぼすおそれがあれば、診療に該当する。」との見解を得ており、その旨を地方獣医師会にも情報提供を行ったところである。したがって、本件について該当事例があった場合には各都道府県の獣医事担当部局に報告するとともに、都道府県と連携して適切に対処されたい。

キ 家庭飼育動物の安楽死については、平成 23～25 年に小動物臨床委員会（委員長：細井戸大成日本獣医師会理事・当時）において検討され、その条件、方法、飼育者への説明と配慮等について見解が示されている。

ク 獣医療広告違反等については、すでに農林水産省に要請済みであるが、農林水産省においては、令和 2 年 5 月に公表された「獣医療を提供する体制整備を図るための基本方針」において「獣医師の専門性を国民が適切に認知できるような獣医療広告のあり方について検討を進める。」と明記されており、その検討の一環として検討が進められるものと理解している。

ケ 家畜共済制度については、今般の制度改正を踏まえ、制度基盤強化のための抜本的な家畜診療所の運営改善に向けて、例えば、生産獣医療を含む農場管理技術の提供等も含め、多元的な収入源の確保等について産業動物臨床・家畜共済委員会において検討を行い、対応を講じていく。

(8) 日本獣医師会の組織体制及び運営

- ・獣医学術地区学会の運営の適正化（中部地区）
- ・Web 会議システムの導入について（中部地区）
- ・令和 2 年度日本獣医師会会費の減免について（中部地区）

[考え方・対応等]

ア 獣医学術地区学会の運営については、総務委員会で検討中である。現在、本件に関する情報を地方獣医師

会から収集しているところであり、地方獣医師会の事情を十分考慮しつつ検討を行って令和4年度から新たな運営方式に移行する予定である。

イ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、さまざまな分野でWebによる会議、セミナー等が行われているところであり、日本獣医師会においてもWeb会議、Webと対面を併用した会議、Webを利用したセミナー等を開催しているところである。

その導入、実施方法等については、地方獣医師会からの質問を受けて、本会事務局から情報提供を行っているところである。

ウ 令和2年度の日本獣医師会年会費については、6月開催の総会及び理事会において、狂犬病予防注射の実施時期が延期される見込みであったことを考慮し、令

和2年度の会費徴収方法については「今年度に限り、分納しない場合は、令和2年12月末日までに一括納入できる」こととしている。

一方、本会の令和元年度決算では55百万円の赤字、平成30年度は20百万円、29年度は25百万円、28年度は16百万円の赤字が継続している等極めて厳しい財政事情にあり、会費の減免による収入の減少はさらに厳しい状況を招くこともご理解いただきたい。

なお、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第4号の規定に基づき、公益法人は、他の公益法人が行う公益目的事業を除き、寄附その他の特別の利益を与える行為が禁止されていることにも留意いただきたい。